平成２３年（フ）第５３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲300番地４
富永アパート２階
債務者　森　　高樹
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲300番地４
富永アパート２階
債務者　森　　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５７号
北海道小樽市松ケ枝１丁目８番２号　木田コーポ１－３、前住所北海道小樽市入船４丁目20番７号　豊田方
債務者　後藤　　英
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３２号
秋田県能代市明治町13番７号　明治湯大山方
債務者　嶋田　照夫
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１６１号
群馬県桐生市元宿町４番５号　川村コーポ８号
債務者　寺口　宣一
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第９１号
山梨県甲斐市大下条199番地
債務者　北村　武四
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
山梨県甲府市高畑１丁目12番13号
債務者　長田　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９５号
山梨県甲府市上石田２丁目10番８号
債務者　小笠原清美
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
岐阜県可児市今渡1227番地２　サンライズのむら103
債務者　打田　真理
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１３４号
兵庫県宝塚市栄町２丁目10番26―1206号
債務者　伊澤　信雄
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５６２号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山25番地１エクセレントホームＡ―102
債務者　武内　智代
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
大分市望みが丘６番地の10
債務者　山本　美紀
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９号
大分県別府市大字浜脇11番地の４　一番住宅７号
債務者　綾野　妃花
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６４号
宮崎県西都市右松北鶴589番地　ローレルハウス203、住民票上の住所宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折7414番地
債務者　坂本美保子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２号
宮崎県都城市花繰町14号４番地　あいらんど花繰Ｂ113号、前住所宮崎県都城市高城町穂満坊2553番地
債務者　迫田　梅子（旧姓**椙**原）
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５３号
宮崎県都城市若葉町68号４番地　田中マンション21号
債務者　丸野　　勇
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５５号
宮崎県都城市南横市町4009番地８
債務者　脇田　惠子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部